ACSES ニュースレター_２３５７号（2022 年８月１日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（15 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇住宅や工場など 300 平方メートル焼く火事　“落雷”影響か　青梅市<放送報道>
◇プラスチック加工工場で倉庫が全焼する火事　愛知・蟹江町<放送報道>
◇射水市　花火打ち上げ中に火災　２人けが<放送報道>
◇愛知の病院、接種記録を偽造　コロナワクチン廃棄で批判恐れ<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車)<消費者庁>
・「失明の可能性も」謎の炎症起こす“やけど虫”　SNS で被害報告続出<新聞報道>
・医療機器の自主回収について（クラス１）（販売名：アシュリティ MRI、ゼネックス MRI）<厚生労働省>
・国交省４統計で大量ミス　土地調査は５万カ所訂正<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・三重県に賠償命令、津地裁<Web 報道>
・鉱害賠償供託金配当令施行規則等の一部を改正する省令（法務省・経済産業省令第１号）<官報>
・労働者災害補償保険法の規定による額の決定：４件<官報>
・雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 244 号）<官報>
・労働基準関係法令違反に係る公表事案<厚生労働省>
・長時間労働が疑われる事業場に対する令和３年度の監督指導結果を公表します<厚生労働省>／調査対象の 34%で違法残業　働き方改革で減少、厚労省調査<Web 報道>
・株式会社北海道産地直送センターに対する景品表示法に基づく措置命令について<消費者庁>／札幌の食品会社に再発防止命令　架空の値引き前価格で割安感<Web 報道>
・広域小売店におけるあさりの産地表示の点検調査結果について<農林水産省>／アサリ偽装、確認されず　ルール厳格化後初調査<Web 報道>
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・核燃料再処理工場の完成延期へ　日本原燃、26回目<Web報道>
・「革新軽水炉」の開発を最優先に　次世代原発で中間報告書案<Web 報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項の規定に基づき、新規化学物質の名称を公示する件（厚生労働省・経済産業省・環境省告示第４号）<官報>
[4] 容器保安規則の一部を改正する省令（経済産業省令第63号）<官報>
[5] 飼料
◇組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）<官報>
[6] 温暖化対策関係

菩提樹（ボダイジュ）

◇英熱波、発生可能性 10 倍に　気候変動の影響分析<Web 報道>
[7] 調査、公募、意見募集等
　[調査結果]　１件　　[白書]　１件
[8] その他省庁発表　　３件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　５件　　[開催記録、報告、資料等]　１件
[10] その他　　１件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇住宅や工場など 300 平方メートル焼く火事　“落雷”影響か　青梅市
＜日テレ NEWS　2022 年 7 月 28 日＞
https://news.ntv.co.jp/category/society/24a7d492edff4baeb64cae8b44759bea#
28日夜、東京・青梅市の住宅や工場が燃える火事がありました。落雷による影響とみられています。
警視庁などによりますと、28日午後8時前、青梅市裏宿町で「火事です。落雷が原因のようだ」と119番通報がありました。火は2階建ての住宅と隣接する工場、合わせて300平方メートルを焼き、東京消防庁がポンプ車など31台で消火活動を続けていますが、およそ1時間後に火の勢いは収まったということです。
この火事によるケガ人はいないということです。
出火当時、現場付近では雨が降っていたということで、警視庁は落雷によって火事が起きたとみて調べています。
現場はJR青梅駅から1キロほどの住宅街です。

◇プラスチック加工工場で倉庫が全焼する火事　愛知・蟹江町
＜中京テレビ NEWS　2022 年 7 月 29 日＞　https://www.ctv.co.jp/news/articles/pi273mha3vxwusam.html
29日、愛知県蟹江町のプラスチック加工工場で倉庫が全焼する火事がありました。けが人はいませんでした。
警察と消防によりますと、29日午後0時半ごろ、蟹江町須成西にある林商会蟹江工場で「黒煙が上がっている」などと通行人の男性から119番通報がありました。
消防車など6台が出動し、火は約2時間半後に消し止められましたが、鉄骨平屋建ての倉庫が全焼したということです。けが人はいませんでした。
現場はプラスチックを加工・製造する工場で、倉庫には資材などが置かれていたということです。
警察が火事の原因を調べています。

◇射水市　花火打ち上げ中に火災　２人けが
＜北日本放送　2022 年 8 月 1 日＞　https://www.knb.ne.jp/nnn/news101bb6x6ogjm2fe81gf.html
　３１日、射水市で行われていた花火大会の打ち上げ中に火災が発生し、花火師の男性２人がけがをしました。
　「花火大会の会場で火災が発生したというアナウンスが流れました。煙と炎でしょうか」
　警察などによりますと、３１日午後８時１０分ごろ、射水市の海王丸パークで行われていた花火大会で、打ち上げ場所付近の枯れ草が焼け、燃え広がりました。火はおよそ２０分後に消し止められましたが、この火事で花火師の男性２人がけがをして救急搬送されました。命に別状はないということです。目撃した人は「花火がうま

く打ち上がらなかったように見えた」と話していました。

花火大会は、３年ぶりに行われていましたが、火事により途中で中止となりました。

◇愛知の病院、接種記録を偽造　コロナワクチン廃棄で批判恐れ

＜共同通信　2022 年 7 月 29 日＞　https://nordot.app/925590351399059456?c=395467418394624 01

愛知県美浜町の「渡辺病院」が、在籍する女性看護師が実際には新型コロナウイルスワクチンを接種していないのに、接種したとする虚偽の予診票を作成し、女性が住む同県常滑市に提出していたことが 29 日、病院と市への取材で分かった。県は医師法などに抵触する恐れがあるとして事実確認を進めている。

病院によると、医療従事者向けのワクチン接種が始まった直後の昨年 4 月、薬液が漏れて 1 人分のワクチンを廃棄せざるを得なくなるトラブルが発生。「貴重なワクチンを廃棄した」と批判されることを恐れ、接種予定のない女性が打ったことにした。病院の担当者は取材に「反省している」と話した。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車)

＜消費者庁　2022 年 7 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029612/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220729_01.pdf

特記事項:ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車のリコール(無償点検・改修)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件

（うち石油ストーブ（開放式）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件

（うち配線器具（ダクトレール用）１件、自転車１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：８件

（うちエアコン（窓用）１件、エアコン１件、ヘアアイロン（充電式）１件、マッサージ器（充電式）１件、エアコン（室外機）１件、パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件、機器間接続（太陽光発電システム用）１件、リチウム電池内蔵充電器１件）

・「失明の可能性も」謎の炎症起こす“やけど虫”　SNS で被害報告続出

＜西日本新聞　2022 年 7 月 29 日＞　https://www.nishinippon.co.jp/item/n/962683/

「庭で花火をした後、太ももに発疹ができてひどく痛みます」。福岡県直方市の女性から、西日本新聞「あなたの特命取材班」にそんな声が届いたのは 2 年前。夏は軽装になり、戸外でレジャーを楽しむ人が多いせいか、今年も SNS 上などでは同様の被害報告が続出している。普通の虫刺されとは違う炎症。今年も「やけど虫」の季節が到来したようだ。

女性が子ども 4 人と一緒に庭で花火をした翌日、右太ももに異変が表れた。10 センチほど線を引いたように発疹や水ぶくれのような跡。「やけどのような激しい痛みが数日続き、動くのもつらかった」。花火によるやけどや、虫に刺されたような記憶はない。

皮膚科を受診すると、線状皮膚炎と診断された。炎症を引き起こした「犯人」は「アオバアリガタハネカクシ」という昆虫だった。

◆　　◆

「体液が付くとやけどのような炎症を起こすため、『やけど虫』とも呼ばれています」と話すのは、九州大学総合研究博物館の丸山宗利准教授（昆虫学）。体長は 0・6〜0・7 センチ程度。日本全域に生息し、特に平野部の水田などで 5 月ごろから秋にかけて多く見られる。夜は光に集まる習性があり、小さな体で隙間から家屋に入り込むことも。

特徴は有毒成分「ペデリン」が体液に含まれていること。天敵の小鳥などに食べられないためだが、これが人間の皮膚に触れると炎症を引き起こす。体から払いのける際につぶしてしまうことが多く、顔や首など皮膚の柔らかい部分ほど症状が現れやすいという。

日本に 2500 種ほどいるハネカクシの仲間の多くは人体に無害。一部のアリガタハネカクシの仲間に有害な体液

があり、特に身近な場所に出るアオバアリガタハネカクシの被害に遭うケースが目立つそうだ。

死骸でも体液が残っている可能性があり、素手で触るのは避けた方がいいのだとか。「目に入れば失明の可能性もある。体液が付いたらすぐ水で洗い流して、医療機関を受診して」と丸山准教授は勧める。

◆　　◆

夏休みに入り、子どもたちが昆虫採集をする機会も増える。野外で調査活動を行うことが多い丸山准教授によると、服装は長袖、長ズボンが基本という。「森の中では長靴を忘れずに。首にも必ずタオルを巻きます」

アオバアリガタハネカクシ以外にも、有毒の虫や植物は少なくない。子どもに人気のカブトムシやクワガタが集まる木の周りには、樹液に引き寄せられたスズメバチがいる可能性も。足元の茂みには猛毒のマムシが隠れていることもある。

丸山准教授は「何かあったときのために最寄りの医療機関を確認し、常に大人と一緒に行動することが重要です」と話した。

・医療機器の自主回収について（クラス１）（販売名：アシュリティ MRI、ゼネックス MRI）

＜厚生労働省　2022 年 7 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zaqIWrQ4D0e55JBY

本日、東京都より、別添のとおり、アボットメディカルジャパン合同会社が下記の医療機器の自主回収に着手した旨の情報提供がなされましたので、お知らせいたします。

記

一般的名称：植込み型心臓ペースメーカ

販売名： アシュリティMRＩ、ゼネックスMRＩ

回収対象数量： 12,273 個

出荷時期：令和２年５月 12 日から令和４年５月 30 日まで

・国交省 4 統計で大量ミス　土地調査は 5 万カ所訂正

＜共同通信　2022 年 7 月 29 日＞　https://nordot.app/925406623910068224?c=39546741839462401

国土交通省は 28 日、所管の 4 統計で集計表の数値に大量の誤りがあったと発表した。うち「2020 年土地保有・動態調査」は約 5 万カ所を訂正した。最終確認前のデータを引用したり、計算方法を間違ったりしていた。建設統計書き換えを受け、所管統計をチェックする過程で判明した。全体結果への大きな影響はないものの今後、審査を徹底するとしている。

土地保有・動態調査は、都道府県別に法人の土地所有状況を集計した表などにミスがあった。例えば、北海道の法人総数は「77064」が正しいのに「77338」になっていた。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・三重県に賠償命令、津地裁

＜共同通信　2022 年 7 月 29 日＞　https://nordot.app/925665987405660160?c=39546741839462401

三重県立こころの医療センター（津市）に入院していた 30 代男性が、修理のため劇薬が投入されたトイレを利用した際、あふれ出た汚水に触れて全身やけどを負ったとして、県に損害賠償を求めた訴訟の判決で、津地裁は 29 日、管理体制の不備を認め 880 万円の支払いを命じた。

判決によると、男性は 2008 年、センターに入院。14 年 11 月 5 日、保護室に入室。室内の便器は当時、詰まりの修理のため業者が劇薬を投入していたが、看護師には知らされていなかった。

判決理由で竹内浩史裁判官は、看護師らの管理体制の不備で事故が起きたと指摘。入院や通院、後遺障害に伴う慰謝料などを認定した。

・鉱害賠償供託金配当令施行規則等の一部を改正する省令（法務省・経済産業省令第１号）

［官報］　令和４年７月 29 日　号外　第 164 号　12～13 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220729/20220729g00164/20220729g001640012f.html

---

・労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（厚生労働省告示第 240 号）

［官報］　令和４年７月 29 日　号外　第 164 号　103 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220729/20220729g00164/20220729g001640103f.html

---

・労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（厚生労働省告示第 241 号）

［官報］　令和４年７月 29 日　号外　第 164 号　103 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220729/20220729g00164/20220729g001640103f.html

---

・労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（厚生労働省告示第 242 号）

［官報］　令和４年７月 29 日　号外　第 164 号　103～105 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220729/20220729g00164/20220729g001640103f.html

---

・労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（厚生労働省告示第 243 号）

［官報］　令和４年７月 29 日　号外　第 164 号　105～106 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220729/20220729g00164/20220729g001640105f.html

---

・雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 244 号）

［官報］　令和４年７月 29 日　号外　第 164 号　106～109 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220729/20220729g00164/20220729g001640106f.html

---

・労働基準関係法令違反に係る公表事案

＜厚生労働省　2022 年７月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bqYSqQoH1ep6QBY

・長時間労働が疑われる事業場に対する令和３年度の監督指導結果を公表します

＜厚生労働省　2022 年７月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_Zq4aoQIP3eJ10BY

厚生労働省では、このたび、令和３年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が１か月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった 32,025 事業場のうち、10,986 事業場（34.3％）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に１か月当たり 80 時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、4,158 事業場（違法な時間外労働があったもののうち 37.8％）でした。

また、今年度より、11 月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的に実施した監督指導結果も本公表で集計を行い、より分かりやすく公表することとしました。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11 月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

令和３年４月から令和４年３月までの監督指導結果のポイント

（１）監督指導の実施事業場：32,025 事業場
（２）主な違反内容［(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場］
１違法な時間外労働があったもの：10,986 事業場（34.3%）
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月 80 時間を超えるもの：4,158 事業場（37.8%）
うち、月 100 時間を超えるもの：2,643 事業場（24.1%）
うち、月 150 時間を超えるもの：562 事業場（ 5.1%）
うち、月 200 時間を超えるもの：121 事業場（ 1.1%）
２賃金不払残業があったもの：2,652 事業場（8.3%）
３過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：6,020 事業場（18.8%）
（３）主な健康障害防止に関する指導の状況［(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場］
１過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：13,015 事業場（40.6%）
２労働時間の把握が不適正なため指導したもの：5,105 事業場（15.9%）

・調査対象の 34%で違法残業　働き方改革で減少、厚労省調査
＜共同通信　2022 年 7 月 29 日＞　https://nordot.app/925684337992286208?c=39546741839462401
厚生労働省は 29 日、2021 年度に長時間労働が疑われる全国の事業所を立ち入り調査した結果、1 万 986 事業所で労使協定を超えるなどの違法残業があったと発表した。調査対象に占める割合は 34.3%で、結果公表を始めた 16 年度以降で最も低く、厚労省の担当者は「働き方改革で長時間労働の抑制が進んだ」とみている。
厚労省によると、調査したのは約 3 万 2 千事業所。4158 事業所で残業が過労死ラインとされる月 80 時間を超え、2652 事業所では残業代の不払いが確認された。月の残業が最長 246 時間に達するなど、12 人が過労死ラインを超えていた事業所もあった。

・株式会社北海道産地直送センターに対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁　2022 年 7 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029550/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220729_01.pdf

・札幌の食品会社に再発防止命令　架空の値引き前価格で割安感
＜共同通信　2022 年 7 月 30 日＞　https://nordot.app/925670784725630976?c=39546741839462401
架空の値引き前価格を表記し、実際の販売価格が割安に感じるように表示したのは、景品表示法違反（有利誤認）に当たるとして、消費者庁は 29 日、海産物などの食料品小売業「北海道産地直送センター」（札幌市）に再発防止を命じた。
消費者庁によると、センターは昨年 10 月から今年 2 月の間、自社のウェブサイトで販売する 34 商品の値引き前の通常価格として、販売実績のない値段を表示し、販売価格を安く感じさせる二重価格表示をしていた。
またテレビ番組で商品を紹介する際に、購入したらもらえる「プレゼント」とされた商品の価格が、実際は販売価格に含まれていた事例も確認された。

・広域小売店におけるあさりの産地表示の点検調査結果について
＜農林水産省　22022 年 7 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/220729.html

・アサリ偽装、確認されず　ルール厳格化後初調査
＜共同通信　2022 年 7 月 29 日＞　https://nordot.app/925683114214785024?c=39546741839462401
農林水産省は 29 日、全国の広域小売店を対象にアサリの産地表示の調査を実施した結果、偽装した疑いがある事例は確認されなかったと発表した。調査は、輸入アサリが熊本県産と偽装販売されていた問題を受けて実施したもので、国が 3 月に産地表示のルールを厳格化して以降初となる。

調査は6月13～24日に1005店を対象に行った。産地別でみると、愛知県産を販売していた店舗は最多の164店で、昨年10～12月の調査の75店から増加。北海道産も81店から111店に増えた。外国産は332店と、9店から急増した。一方、661店で売られていた熊本県産は20店に減った。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・核燃料再処理工場の完成延期へ　日本原燃、26回目

＜共同通信　2022年7月29日＞　https://nordot.app/925576522837868544

日本原燃の増田尚宏社長は29日、青森県六ケ所村で建設中の使用済み核燃料再処理工場の完成時期を、2022年度上半期から延期する方針を明らかにした。延期は20年8月に続き26回目。青森市で記者団の取材に答えた。

工場は20年7月、原子力規制委員会の審査に合格したが、その後の詳細設計や工事計画の認可に向けた手続きが遅れていた。

再処理工場は、原発の使用済み燃料から取り出したプルトニウムやウランを再利用する核燃料サイクル政策の要となる施設。1993年に着工し、当初97年を目指した完成時期は、設備のトラブルや審査の長期化で延期を繰り返している。

・「革新軽水炉」の開発を最優先に　次世代原発で中間報告書案

＜共同通信　2022年7月29日＞　https://nordot.app/925634003453673472?c=39546741839462401

経済産業省は29日、次世代原子炉の開発に関する専門家部会で「脱炭素やエネルギー安全保障への貢献」を目標として明確化し、今後の開発を進めるべきだとする中間報告書案を示した。既存の大型軽水炉をベースに安全性を高めた「革新軽水炉」を最優先に開発するとし、設計や建設に15年程度かけ、2030年代半ばごろに運転開始に至るという開発工程のイメージも公表した。

報告書案では世界的な脱炭素の潮流や、ロシアのウクライナ侵攻による燃料価格の高騰を紹介。次世代炉の開発と実用化を進めることでリスクに対応できると指摘し、炉型ごとに現時点での評価を整理した。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年7月31日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27193.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年７月31日版）

＜厚生労働省　2022年7月31日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27190.html

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2022年7月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9xKOBU70xBk6w95lY

◇BA・5は熱や喉の痛み多い　BA・2と比較・分析

＜共同通信　2022年7月29日＞　https://nordot.app/925669234301599744?c=39546741839462401

新型コロナウイルスのオミクロン株の派生型「BA・5」が流行する状況下では、従来のウイルス「BA・2」の流行時と比べ、感染者に発熱、喉の痛み、頭痛などの症状が多くなっているとの分析結果を北海道科学大の岸田直樹客員教授が29日、まとめた。ワクチンの接種回数でも症状の出方に差があり、3回打った人は2回だけの場合に比べて出にくい傾向が見られるとしている。

BA･5が検出されることが多くなった今月11～25日に札幌市で感染が報告された1万4千人の症状を調べ､BA･2が流行した4～5月の感染者2万人と比較した。

◇マスコミ報道　見出し

・国内感染、新たに２２万１４４２人　１１道県で過去最多―新型コロナ

＜時事ドットコム　2022 年 7 月 29 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022072900926&g=soc

・自宅療養、初の 100 万人超え　保健所健康観察追い付かず
＜共同通信　2022 年 7 月 29 日＞　https://nordot.app/925709000909520896?c=39546741839462401
・東京の感染ピーク、8 月上旬か　人出減らず高止まりも
＜共同通信　2022 年 7 月 29 日＞　https://nordot.app/925643265996652544?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19
＜厚生労働省　2022 年 7 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bqYSqQoH1ep9EBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンについて
＜厚生労働省　2022 年 7 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Wbwgq-BaareUbR3LY
・新型コロナワクチン接種に関する自治体の取組について掲載しています。
＜厚生労働省　2022 年 7 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=B-J-9b4ENOnKMOCVY

・木原官房副長官　“若い世代 できるだけ早い３回目接種を”
＜NHK　2022 年 7 月 29 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220729/k10013741771000.html
・高齢者の１割が抗体できず　ワクチン３回目接種後も
＜共同通信　2022 年 7 月 29 日＞　https://nordot.app/925685347505733632?c=39546741839462401

・カロナール買い占めの自粛要請　医療機関で不足、厚労相
＜共同通信　2022 年 7 月 29 日＞　https://nordot.app/925603825790156800?c=39546741839462401

◇「かかりつけ患者のみ」限定の診療所、待ち時間４時間超で患者の怒声に「精神的にも限界だった」
＜読売新聞　2022 年 7 月 29 日＞
https://www.yomiuri.co.jp/national/20220729-OYT1T50099/
新型コロナウイルスの感染が急拡大する九州各地で、医療機関や自治体などが診療の休止や、「不急の受診」を取りやめるよう、異例の呼びかけを行っている。発熱患者が殺到する一方で医療従事者の欠勤が続き、ジレンマの中での決断だ。現場の状況は「災害レベルだ」との声も上がる。
■夜間・休日に全力
　発熱患者を含めて２４時間受け入れてきた大分こども病院（大分市）は、２６日から平日・土曜の日中の外来診療を開院以来初めて休止した。２５日の記者会見では、久我修二院長が苦渋の表情で言った。
　「経験のない患者の増え方。職員の配置が、どうあがいてもできなかった」
　１６～１８日の３連休は、多い日で平日の１・８倍の約３６０人が来院した。全職員に出勤を要請して診療にあたったが、最大５時間待ちになった。２５日も午前９時には１００人が受け付け。家庭内感染などで職員１１３人の１割が出勤できず、残る職員は「どうやりくりすれば」と追い詰められ、会議中に複数の職員が泣き出したという。
　当面の間、月曜から土曜の午前８時からは休診し、午後５時以降の夜間と休日の診療や救急受け入れに全力を注ぐ。久我院長は「これは『災害』だと認識した」と話し、「継続性のある診療態勢を再構築するため、割り切った対応を取ることにした。他の病院が閉まる時間に行き場のない患者を受け入れることで、使命を果たしたい」と訴えた。
■「かかりつけ」のみ

診療所にも患者が押し寄せる。とみた内科クリニック（福岡市中央区）は２０日から、発熱外来を持病などで通院するかかりつけの患者に限定した。それまでは１日１００人以上が来院し、待ち時間は長い日で４～５時間に。４人のスタッフには「いつまで待たせるのか」と患者から厳しい言葉が飛んだ。

「日常業務が回らず、精神的にも限界だった。重症化リスクのある患者を優先したい」。富田直史院長はそう説明した。

■企業に注文

患者殺到の背景には、感染者の爆発的な増加に加え、職場や学校から検査結果の報告を求められることが要因の一つとの指摘がある。

熊本市の大西一史市長と２５日に記者会見を行った市医師会の園田寛会長は、会社の指示で病院に検査を受けに来る人が相当数いる現状を説明。大西市長は無症状の人や濃厚接触者には極力自宅での待機を呼びかけ、「企業も病院での検査を指示することはぜひ控えていただきたい」と強調した。

夜間・休日に対応する福岡市急患診療センター（早良区）も、３連休中には診察まで６時間かかったケースが発生。多くが軽症だったが、２２日には荒瀬泰子副市長が記者会見して症状が軽い人は平日の昼間に他の医療機関へ行くよう訴えた。

さらにコロナ患者が受診できる医療機関が全国約１１万施設のうち約３割と、いまだ少ないことを指摘する医師もいる。飯塚病院（福岡県飯塚市）の的野多加志・感染症科部長は「社会は行動制限のない『ウィズコロナ』になったのに、医療は入院重視のままで外来の診療態勢が追いついていない。季節性インフルエンザのように、内科以外も多くの医療機関にコロナ患者を診てもらう必要がある」と話す。

◇「BA・5 対策強化宣言」新設へ　都道府県が外出自粛の要請も

＜共同通信　2022 年 7 月 29 日＞　https://nordot.app/925562200812126208?c=39546741839462401

新型コロナのオミクロン株の派生型 BA・5 による感染急拡大を受け、政府は都道府県が独自に発信する「BA・5 対策強化宣言」を新たに設ける方針を決めたことが 29 日、関係者への取材で分かった。政府は宣言の新設で感染者増加に歯止めをかけたい考えだ。

宣言は病床使用率が 50%を超えるなど医療機関の負担が高まっている都道府県が出せるようにする。高齢者や基礎疾患のある人は混雑した場所に行くのを控えるよう強く呼びかける。ワクチン接種を早期に受けるようにさらに促し、テレワークなどの外出自粛策にも一層取り組むよう要請。国は宣言を出した都道府県に必要に応じて職員を派遣する。

・政府、苦肉の「新宣言」　第７波対応、後手に―新型コロナ

＜時事ドットコム　2022 年 7 月 30 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022072901170&g=pol

政府は２９日、新型コロナウイルスの感染急拡大を受け、各都道府県が独自に「ＢＡ．５対策強化宣言」を出す新たな仕組みを決定した。ただ、自治体主導の対策を後追いした格好で、中身は新味に乏しい。岸田政権の医療逼迫（ひっぱく）への備えの遅れを指摘する声も強まっている。

新宣言の対象地域では今後、高齢者や基礎疾患を持つ人に対し、混雑した場所などへの外出自粛を要請できる。国は助言や指導、職員派遣などで都道府県を支えることになる。岸田文雄首相は記者団に「地方の事情に合わせた対策を講じられるようバックアップしていく」と強調した。

もっとも、高齢者への外出自粛要請は、既に大阪府で導入済み。コロナ対策に携わる官僚は「これまでと何も変わらない。既にやっている取り組みをネーミング（命名）しただけだ」と指摘する。

政府は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの行動制限に対し、慎重姿勢を崩していない。高齢者限定とはいえ、外出自粛を求めることとの整合性について、木原誠二官房副長官は２９日の記者会見で「全国一律で行動制限を求めるのでなく、地域の実情に応じた知事の判断を支援するものだ」と苦しい説明に終始した。

行動制限を回避するには、医療逼迫を防ぐことが必須だった。しかし、医療従事者にも感染が広がり、その前提は崩れつつある。政府が検査キットの無料配布や濃厚接触者の待機期間短縮を決めたのは、感染「第７波」が本格化してからで、「もっと早く手を打つことができた」（専門家）との声は絶えない。

首相は「第６波」が収束した４月以降、新たな観光需要喚起策「全国旅行支援」の開始を目指すなど、経済社

会活動の再開にかじを切った。同時に「平時への移行の道を慎重に歩む」と強調し、医療提供体制への目配りにも万全を期すはずだった。

ところが、政府分科会のメンバーが６月、濃厚接触者の待機期間短縮を提言しようとしたが、政府側に難色を示されたという。関係者は「首相官邸がそういう雰囲気ではなかった」と証言。４月以降のコロナ収束期間は参院選の助走期間と重なり、難しい判断が後回しにされた可能性は否定できない。

検査キットをめぐっても、政府は「在庫は十分ある」と説明していたが、一部の医療機関で不足により検査できない状況が発生。山際大志郎経済再生担当相は２９日の会見で「目詰まりを起こしている」と認めた。

政府関係者は「８月上旬には感染がピークアウトする」との見方を示す。だが、昨夏の「第５波」では、お盆休み後に新規感染者数が再び、上昇傾向に転じた。高齢者を中心に重症患者が増えれば、行動制限を迫られる事態が現実味を帯びる。

◇マスコミ報道　見出し

・「発熱外来で検査証明書求めないで」厚労省が事業所などに要請

＜NHK　2022 年 7 月 30 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220730/k10013743041000.html

・コロナ「インフル並み」に扱い検討へ…第７波収束後、感染者「全数把握」取りやめも

＜読売新聞　2022 年 7 月 30 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/politics/20220730-OYT1T50007/

****

[3] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項の規定に基づき、新規化学物質の名称を公示する件（厚生労働省・経済産業省・環境省告示第４号）

［官報］　令和４年７月 29 日　号外　第 164 号　110～118 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220729/20220729g00164/20220729g001640110f.html

-----＞　*次号掲載予定*

****

[4] 容器保安規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 63 号）

［官報］　令和４年７月 29 日　号外　第 164 号　20～22 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220729/20220729g00164/20220729g001640020f.html

○経済産業省令第 63 号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十五条第一項及び第二項並びに第四十八条第一項第五号の規定に基づき、容器保安規則の一部を改正する省令を定める。

令和４年７月 29 日　　経済産業大臣臨時代理

国務大臣　　山際大志郎

容器保安規則の一部を改正する省令

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

改　正　後
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十一の二　　［略］ 十一の三　医療用酸素用一般複合容器　アルミニウム合金ライナー製一般複合容器のうち、医療用の圧縮酸素を充填するための容器 十一～二十二　　［略］ 二十二の二　ＦＣ四類容器　液化フルオロカーボン（可燃性ガス及び毒性ガスを除く。）であって次のいずれ

にも該当するもの又は前三号に掲げるガスを充填する容器
イ　温度四十八度における圧力の数値の三分の五倍が六・〇メガパスカル以下であるもの
ロ　温度六十度における圧力の数値が四・ハメガパスカル以下であるもの
二十三　ＦＣ容器　ＦＣ一類容器、ＦＣ二類容器、ＦＣ三類容器及びＦＣ四類容器
二十四～二十五の二　　［略］
二十六　耐圧試験圧力　次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを充填する容器に応じて、同表の下欄に掲げる圧力（次号から第二十八号の二までに掲げる場合を除く。）

高圧ガスの種類			圧力(単位メガパスカル)
［略］	［略］		［略］
［略］			［略］
液化ガス（超低温容器、低温容器及び液化天然ガス白‥動車燃料装置用容器に充盾するものを除く。）	［略］		［略］
	［略］	［略］	［略］
	液化臭化水素	A B	六・七 七・六
	ＦＣ四類容器に充填するガス	A	六・〇
	液化硫化水素	A B	五・二 六・四
	［略］	［略］	［略］
	［略］　［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］		［略］
	［略］	［略］	［略］
備考　［略］			

二十七～三十四　　［略］
（刻印等の方式）
第八条　法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。
一・二　　（略）
三　充填すべき高圧ガスの種類（ＰＧ容器にあってはＰＧ、ＳＧ容器にあってはＳＧ、ＦＣ一類容器にあってはＦＣＩ、ＦＣ二類容器にあってはＦＣ２、ＦＣ三類容器にあってはＦＣ３、ＦＣ四類容器にあってはＦＣ４、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあってはＣＮＧ、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあってはＣＨＧ、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあってはＬＮＧ、その他の容器にあっては高圧ガスの名称、略称又は分子式）
三の二　医療用酸素用一般複合容器にあっては、前号に掲げる事項に続けて、その旨の表示（記号　ＭＥＤ）
四　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、第三号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあってはその旨の表示（記号　Ｒ）
イ～ハ　　［略］
四の二～十五　　［略］
２　　［略］
３　法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそ

れぞれ当該各号に定める方式に従って行わなければならない。
一～二　［略］
三　前項第四号に掲げる容器　票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かっ、消えないように表示したものを、フープラップ胴の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器その他の当該方式が困難な容器にあっては、次に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かっ、消えないように打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に隴る。）を、容器胴部の外面に取れないように貼付することをもてこれに代えることができる。
イ～ハ　［略］
ニ　医療用酸素用一般複合容器にあっては、その旨の表示（記号　ＭＥＤ）
ホ～ル　［略］
三の二～七　［略］
４　［略］
（容器再検査の期間）
第二十四条　法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第言可に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。
一～三　［略］
四　一般複合容器（医療用酸素用一般複合容器を除く。）については、三年
四の二　医療用酸素用一般複合容器については、五年
五～八　［略］
２・３　［略］
備考　表中の［　］は注記である。
附　則
（施行期日）
１　この省令は、令和四年八月一日から施行する。ただし、容器保安規則第二条第二十二号の二、第二十三号及び第二十六号並びに第八条第一項第三号の改正規定は、令和五年一月二十九日から施行する。
（経過措置）
２　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の容器保安規則（次項において「旧規則」という。）第八条第一項又は第三項の規定により医療用酸素用一般複合容器になされている刻印等については、当該容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日までの間は、この省令による改正後の容器保安規則（次項において「新規則」という。）第八条第一項又は第三項の規定にかかわらず、高圧ガス保安法第四十五条第一項又は第二項の規定によりなされた刻印等とみなす。
３　この省令の施行の際現に高圧ガス保安法第四十四条第一項の容器検査に合格している医療用酸素用一般複合容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日については、新規則第二十四条第一項第四号の二の規定にかかわらず、旧規則第二十四条第一項第四号に規定する容器の再検査の期間により計算して得られる日とする。

****

［5］*飼料*

◇組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）

［官報］ 令和４年７月29日　本紙　第786号　8～9頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220729/20220729h00786/20220729h007860008f.html

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇英熱波、発生可能性10倍に　気候変動の影響分析

＜共同通信　2022年7月29日＞　https://nordot.app/925676781365067776?c=39546741839462401

7月に英国を襲った記録的な熱波は、人の活動に伴う気候変動の影響により、発生する可能性が少なくとも10倍高まっていたとの分析結果を欧米などの研究チームが29日、発表した。「気候変動が熱波の頻度を増やし、より長く、より暑くしている」と警告した。

チームによると英国は18～19日、広範囲で熱波に見舞われた。中部コニングスビーでは従来の国内最高気温を1.6度上回る40.3度を記録。熱波関連の死者は840人以上とみられている。

チームは、気候変動により産業革命前から気温が約1.2度上がっている現在の状況と、気温上昇が起こらなかった場合をシミュレーションした。

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[調査結果]

◇「満足度・生活の質に関する調査報告書2022」

＜内閣府　2022年7月29日＞　https://www5.cao.go.jp/keizai2/wellbeing/manzoku/index.html

---

[白書]

◇脱炭素へ国民の議論求める　21年度版、原子力白書決定

＜共同通信　2022年7月29日＞　https://nordot.app/925400460473483264?c=39546741839462401

国の原子力委員会（上坂充委員長）は28日、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの達成と中長期的な経済成長、エネルギーの安定供給といった社会的要請に対応するため、国民全体で原子力の在り方を考えていくことが必要だとする、2021年度版原子力白書を取りまとめた。原子力の活用には「メリットと課題の両方を正しく把握することが不可欠だ」とも訴えた。

白書は原発のメリットとして、建設から廃止までの温室効果ガス排出量が少ないことや発電コストが低いことを挙げた。

****

[8] ***その他省庁発表***

◇大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学省令第25号）

［官報］ 令和４年７月29日　号外　第164号　14～15頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220729/20220729g00164/20220729g001640014f.html

〇文部科学省令第25号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年７月29日　　文部科学大臣　　末松　信介

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（学部等の設置の認可の申請及び届出） **第三条**　　（略）	（学部等の設置の認可の申請及び届出） **第三条**　　（略）

２～４　　（略） ５　第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第六十二条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、当汰学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年昨の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。 ６～13　　（略）	２～４　　（略） ５　第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第六十三条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、教員個人調書（別記様式第四号）及び教員就任承諾書（別記様式第五号）を提出することを要しないものとし、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日の間に文部科学大臣に申請するものとする。 ６～13　　（略）

◇技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する件（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第３号）

［官報］　令和４年７月 29 日　号外　第 164 号　71～72 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220729/20220729g00164/20220729g001640071f.html

---

◇技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する件（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第４号）

［官報］　令和４年７月 29 日　号外　第 164 号　72～80 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220729/20220729g00164/20220729g001640072f.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策検討 ワーキンググループ（令和４年度第１回）の開催について　　８月３日

＜環境省　2022 年７月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00296.html

①除去土壌の再生利用実証事業等の実施状況について

②今後の実証事業の予定について

③再生利用の手引きの作成について

④その他

・個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会　第３回資料　　８月１日

＜厚生労働省　2022 年７月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u17CSQK4iFV2j_0pY

（１）事務局説明（論点１及び論点３関係）

（２）業界団体等ヒアリング

① 一般社団法人日本芸能従事者協会

② 協同組合日本イラストレーション協会

③ 森参集者（産業医科大学産業生態科学研究所教授）より報告

（３）フリーディスカッション（論点１及び論点３関係）

（４）事務局説明（論点２関係）

（５）フリーディスカッション（論点２関係）

（６）その他

・薬事・食品衛生審議会　要指導・一般用医薬品部会を開催します　　８月１２日

＜厚生労働省　2022 年 7 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_Zq4aoQIP3eJymBY

・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　7 月 28 日

＜厚生労働省　2022 年 7 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=B-J-9b4ENOnKMyyVY

１　食品中の残留農薬等に係る基準の設定について

２　その他

・中央教育審議会教育振興基本計画部会（第５回）の開催について　　8 月 5 日

＜文部科学省　2022 年 7 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agiNac8llZg53mbK

1. 社会教育・教育と地域の連携について
2. 教育と産業界の連携について
3. その他

[開催記録、報告、資料等]

・第１７５回労働政策審議会労働条件分科会　議事録　　7 月 1 日

＜厚生労働省　2022 年 7 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wya6MXrA8C009_pRY

（１）無期転換ルールについて

（２）「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等について（報告事項）

（３）副業・兼業の促進に関するガイドラインについて（報告事項）

****

[10] ***その他***

・最低賃金「30 円以上」引き上げへ　過去最大、物価高騰を考慮

＜毎日新聞　2022 年 8 月 1 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220731/k00/00m/010/125000c

2022 年度の最低賃金の引き上げ幅（目安）について、「中央最低賃金審議会」（厚生労働相の諮問機関）の小委員会が全国加重平均で「30 円以上」の額とすることで最終調整に入ったことが 31 日、関係者への取材で分かった。8 月 1 日に最終協議に入り、同日中に決着する見通し。円安などによる物価高騰を考慮した結果で、実現すれば過去最大の上げ幅になる。

最低賃金は全ての労働者に適用される時給の下限で、現在の全国平均は 930 円。労使の各代表と有識者委員で構成される国の審議会で目安を毎年示し、目安を参考に各都道府県の審議会で確定させる。

国の審議会は 7 月 25 日に詰めの協議を行った。ロシアのウクライナ侵攻や円安の影響による物価高騰で労使ともに引き上げる方針については合意していたが、引き上げ幅が焦点となっていた。

労働者側は、物価高を背景に大幅な引き上げを求めていた。一方、経営者側は、仕入れ価格の上昇を納入価格へ転嫁し切れずに収益が圧迫されており、引き上げ幅は小幅にとどめたい考えで、両者の間で隔たりがあった。

25 日以降、具体的な協議は行わず、厚労省も含め水面下で調整を続けていた。その結果、物価高に加え、中小企業などでも賃金が上がっている背景を踏まえ、30 円以上の引き上げに踏み切る見通しだ。

最低賃金の目安は例年、7 月中旬～下旬に決定している。昨年は最低賃金の引き上げに熱心な菅義偉前首相による政治主導で過去最高額の 28 円で決着。この決定を不服とした経営者側が、採決を求める異例の事態に発展していた。

今回は昨年の反動もあり、労使代表と有識者委員の議論を尊重する形で進められ、客観的な資料に基づく合意形成が行われ、例年よりも長引いていた。10 月ごろから各都道府県別に新たな最低賃金を適用するため、地方での審議会を経る必要があり、期限が迫っていた。

********** 以上 **********